

介護保険料について（令和6年度～令和8年度）

第1号被保険者の保険料は、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により設定しています。

《第9期（令和6～8年度）介護保険料（年額）の計算方法》

基準となる月額保険料4,600円×12月＝年額55,200円（基準額）

基準額（55,200円）（年額）×所得に応じた割合（0.285～2.4）

区分	対象方	保険料基本率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給方、老齢福祉年金受給方で、世帯非課税の方及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円以下の方	0.455	2,093円	25,116円
		(0.285)	(1,311円)	(15,732円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の方	0.685	3,151円	37,812円
		(0.485)	(2,231円)	(26,772円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で上記以外の方	0.69	3,174円	38,088円
		(0.685)	(3,151円)	(37,812円)
第4段階	世帯課税で本人が町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円以下の方	0.9	4,140円	49,680円
第5段階	【基準額】 世帯課税で本人が町民税非課税の方で、上記以外の方	1.0	4,600円	55,200円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	5,520円	66,240円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	5,980円	71,760円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	6,900円	82,800円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	7,820円	93,840円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	8,740円	104,880円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	9,660円	115,920円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	10,580円	126,960円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	11,040円	132,480円

※括弧内は低所得方軽減措置後の保険料基本率、月額保険料、年額保険料